

令和6年度 学校いじめ防止基本方針



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



川崎市立西生田小学校

1 学校教育目標

令和6（2024）年度 西生田小学校 学校経営の概要

学校教育目標と学校経営方針

一地に足の着いた教育を—

- 教育基本法
- 学校教育法等関係法令
- 学習指導要領
- 第2次川崎市教育振興基本計画
かわさき教育プラン

- 学校教育目標**
- かしこく（自ら考える子）
 - やさしく（思いやりのある子）
 - たくましく（たくましい子）

- 地域の実態
- 児童の実態
- 保護者の願い
- 教職員の願い

西生田小学校 教育理念

自己更新を繰り返し 自らを高め 自立した学び手に
誰もが幸せを感じる西生田小学校

市制100周年（R6）、創立150周年（R7）、その後（R8～）に向けて

学校教育目標

かしこく やさしくたくましく

学校経営方針とめざす子どもの姿（中期目標）

かしこく (自ら考える子)

- ・主体的に新しいことを学びとる子
- ・物事を広く見つめ、創造的で正しく判断できる子
- ・よりよく問題を解決する資質や能力のある子

やさしく (思いやりのある)

- ・人の気持ちや立場がわかりあえる心の豊かな子
- ・物事にけじめをもち、協力できる社会性のある子
- ・美しいもの、崇高なものや行為に対して素直に感動する子

たくましく (たくましい子)

- ・自ら進んで心身を鍛え、健康な体の子
- ・根気強く、ねばり強い意思をもち、実践力のある子
- ・安全に対する意識をもち、判断できる子

【今年度の取り組みの視点】

1. 確かな学力（だれ一人取り残さない）
2. 豊かな心
3. 健やかな体
4. 安全・安心な学校
5. 保護者・地域との連携、地域の教育力
6. 教職員の資質の向上

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネットや SNS 等でのいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができます。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応などについて細かく観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童

や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的(いじめを認知した場合には状況に応じて)を行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議(以下「ケース会議」という)を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、登校から下校までの学校生活の具体的なプランを立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えるとともに、どこがいけなかつたのか、どうしたらよかつたのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を發揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが考えられます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】(校務分掌に位置付ける)

校長、教頭、教務主任、支援教育コーディネーター、学年主任)、養護教諭

スクールカウンセラー(定期的な訪問)、スクールソーシャルワーカー(要請による訪問)

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営

- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】(個人面談)

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会活動との連携
- ・PTA校外委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・こども家庭センター(児童相談所)や地域みまもり支援センターとの連携

※学校がホームページ等で公開する場合、教職員の個人名を掲載しません。

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容(校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート「せんせい あのね」実施に向けた内容検討・実施 ・第1回学校生活アンケート「せんせい あのね」集約 ・第1回学校生活アンケート「せんせい あのね」結果を受けての対応 (児童全員がアンケート用紙に記名し、記載があれば児童と面談を行う) ・教育相談週間(個人面談)の実施 ・児童支援全体会議の開催①
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回かわさき共生＊共育プログラム実施、効果測定実施 ・第1回効果測定状況確認と考察 <p>【児童指導点検強化月間】に向けての取組</p> <p>(具体的な内容→効果測定の活用とアンケートへの記載があれば児童と面談 代表委員会による「いじめ防止にむけた標語づくり」の呼びかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「SOS 出し方・受け止め方」授業の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援全体会議の開催②
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認 ・携帯・スマートフォン教室実施 ・学校教育推進会議の開催① ・「誰とでも相談」週間
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会 ・児童支援全体会議の開催③
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・教育相談週間(個人面談)の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・後期の具体的な目標と具体的な取組の確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・人権週間(OSD週間) ・第2回学校生活アンケート「せんせい あのね」実施に向けた内容検討・実施 ・第2回学校生活アンケート「せんせい あのね」集約 ・第2回学校生活アンケート「せんせい あのね」結果を受けての対応 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回かわさき共生＊共育プログラム実施、効果測定実施 ・第2回効果測定状況確認と考察 ・学校教育推進会議の開催② ・「誰とでも相談」週間
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映 ・学校教育推進会議の開催③
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

8 本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

○年間を通して代表委員会や委員会で取り組む

- ・自分たちの今の課題について話し合い、改善策を全校に提案する。
 - ・改善策の実践と振り返りをする。
 - ・人間関係づくりの活動を企画・実行する。(オータムフェスタ、クラブ委員会活動等)
- 自主的なあいさつ運動
- ・ふれあい委員会による「あいさつ運動」(昇降口で定期的に行う)

[交流活動の活性化]

○異学年交流

- ・異学年交流グループでの活動(朝時間、オータムフェスタ等の行事も含める)
- ・異学年交流グループでの交流給食
- ・クラブ活動
- ・委員会活動

○異校種間連携活動(小中連携・小小連携・幼保小連携)

- ・運動会での交流
- ・学校見学を通しての交流
- ・各種行事等を通しての交流

○地域行事での交流活動

- ・地域教育会議の活動に参加
- ・町内会の夏祭り等に参加
- ・多摩美の森のイベントに参加

※令和6年度以降は社会状況をふまえ、コロナ以前の活動を参考により実態に合ったものとしていく。

[啓発活動]

○いじめ撲滅キャンペーンの実施

- ・全校で標語を募集し、代表委員会で決定する。
- ・決定した標語(テーマ)は、全校朝会で発表し、掲示板に提示する。その後教室に掲示する。
- ・テーマを振り返って、友達に感謝の気持ちや嬉しかったこと、こんな学校にしたいなどをカードに書いて知らせる。
- ・ありがとう週間の実施。

保護者の取組(PTA活動)

- ・校外委員による登下校の見守り活動

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・学校教育推進会議での提案と話し合い(代表児童参加)

